

地方独立行政法人3病院における 次期中期計画の策定及び、現中期計画・年度計画の評価のスケジュールについて

・次期中期目標期間 :平成27～31年度 [5年間]

(参考) 看護大学

・次期中期目標期間 :平成28～33年度 [6年間]

・現中期目標期間 :平成22～26年度 [5年間]

・現中期目標期間 :平成22～27年度 [6年間]

項目	実施内容		平成26年度		平成27年度			
			2月2日 評価委員会開催	3月	4月～6月 評価委員会	7月 評価委員会開催	8月 評価委員会開催	9月
次期中期計画の策定	法人は、中期目標を達成するための計画を作成し、県の認可を受ける。 県は認可をしようとするときは、評価委員会の意見を聴取、県議会の議決を経なければならない。	§ 26 § 83	・評価委員の意見 反映後の次期中期計画の確認	・議決 (3月議会) ・次期中期計画の認可				
現中期目標の業務実績評価	法人は、中期目標の期間の終了後三月以内に、現中期目標に係る事業報告書を県(評価委員会)に提出のうえ公表し、評価委員会の評価を受ける。 評価委員会は、法人に評価結果を通知するとともに、県に報告し公表する。 県は、議会に報告する。	§ 29、 § 30	・評価委員の意見 反映後の中期目標期間に係る業務の実績に関する評価実施要領の確定		・現中期目標の業務実績 報告書提出	・現中期目標期間中の 業務実績の自己評価 ヒアリング	・現中期目標期間中の 業務実績の評価結果 確定	・評価委員の評価 の取りまとめ ・議会報告 (9月議会)
年度評価の実施	法人は、各年度の業務実績について、評価委員会の評価を受ける。 評価委員会は、法人に評価の結果を通知するとともに、県に報告し公表する。 県は、議会に報告する。	§ 28			・H26年度計画の業務実績 報告書提出	・H26年度業務実績の 自己評価ヒアリング	・H26年度業務実績の 評価結果確定	・評価委員の評価 の取りまとめ ・議会報告 (9月議会)
積立金の処分	法人は、中期目標の期間の最終年度において積立金があるときは、知事の承認を受けた金額を、次期中期目標の期間における業務の財源に充てることができる。 知事が承認しようとするときは、評価委員会の意見を聴く。	§ 40、 § 84			・申請書を知事に提	・評価委員の意見 確認		・知事承

法人対応業務

県対応業務